

高等学校就学支援金制度について

○2年生・3年生の保護者の皆様

昨年度は就学支援金制度においてマイナンバーの利用が開始されることに伴い、3月に就学支援金の関係書類を配布し、4月に書類の提出をお願いしました。ご協力ありがとうございます。

今年度は滋賀県教育委員会からの通知により、**5月中旬に就学支援金の関係書類を配布し、6月上旬までに書類の提出**をお願いする予定です。

お手元に書類が届きましたら、手続きをよろしくお願いいたします。

○新入生の保護者の皆様

入学式当日に就学支援金の関係書類を提出していただきありがとうございます。

現在、皆様が提出された書類は滋賀県教育委員会で審査されています。

今後の予定は、**6月下旬ごろに審査結果が判明し、守山高校から保護者あてに審査結果を通知します。同時に7月以降の授業料にかかる就学支援金の関係書類を配布し、7月中旬までに書類の提出**をお願いする予定です。

お手元に書類が届きましたら、手続きをよろしくお願いいたします。

※なお、上記の予定は、今後の状況により変更になる場合もございます。

【参考情報】

就学支援金の所得要件は前年の所得によって判断します。

令和2年度から住民税所得割額でなく、**課税標準額×6%－住民税調整控除額**となりますが、対象となる年収の目安はこれまでと同様に約910万円未満（配偶者・子1人扶養している場合）であります。